

# 社会文教委員会

期日：平成 29 年 12 月 12 日 10:00

場所：第 1 委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 理事者挨拶

## 4 議案審査

### (1) 議案第 106 号

「飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について」

### (2) 議案第 113 号

「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）」

### (3) 議案第 115 号

「損害賠償の額を定めることについて」

### (4) 議案第 116 号

「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）」

### (5) 議案第 117 号

「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 6 号）案」のうち当委員会付託分

【別紙付託表】

### (6) 議案第 118 号

「平成 29 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案」

### (7) 議案第 123 号

「工事請負契約の締結について（特別養護老人ホーム飯田荘建設事業建築工事）」

### (8) 議案第 124 号

「工事請負契約の締結について（特別養護老人ホーム飯田荘建設事業機械設備工事）」

### (9) 議案第 125 号

「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 7 号）案」のうち当委員会付託分

【別紙付託表】

(10) 議案第 126 号  
「平成 29 年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）案」

(11) 議案第 127 号  
「平成 29 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 1 号）案」

## 5 請願・陳情審査

(1) 請願第 6 号（新規） 資料 No. 1

ア 要旨

国及び県に対して、介護の人材確保・離職防止を求める意見書を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市鼎中平 1884 番地 1 飯田民医連労働組合 執行委員長 伊壺 一輝 氏

(2) 請願第 7 号（新規） 資料 No. 2

ア 要旨

国に対して、給付型奨学金制度の拡充を求める意見書を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市上郷別府 16 番地 6 日本民主青年同盟 飯伊地域班 代表 北原 佑哉 氏

(3) 請願第 8 号（新規） 資料 No. 3

ア 要旨

市に対して、給付型奨学金制度の創設を求める

イ 請願者住所氏名

飯田市上郷別府 16 番地 6 日本民主青年同盟 飯伊地域班 代表 北原 佑哉 氏

(4) 陳情第 2 号－1（新規） 資料 No. 4

ア 要旨

市に対し、鼎小学校プールの外壁の基礎部分を補修するとともに、外壁上部に  
ある金網フェンスに換えて目隠しフェンスを設置願いたい

イ 陳情者住所氏名

飯田市鼎中平 2760 番地 6 木下 進 氏

(5) 陳情第 3 号（新規） 資料 No. 5

ア 要旨

国に対し、受動喫煙防止対策を進めるために、健康増進法の改正を求める意見書  
を提出願いたい

イ 陳情者住所氏名

飯田市龍江 4299 番地イ 一般社団法人 日本禁煙友愛会 龍峽支部長 林 宗吉 氏

## 6 閉会

議案第117号 平成29年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案  
付託表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	12
		3 民生費国庫補助金	12
	2 国庫補助金	10 教育費国庫補助金	12
14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	12
	2 県補助金	3 民生費県補助金	12
16 寄附金	1 寄附金	3 民生費寄附金	14
		10 教育費寄附金	14

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	3 障害者福祉費	18
		4 老人福祉費	20
		7 医療費給付費	20
		8 臨時福祉給付金給付費	20
	2 児童福祉費	3 ひとり親家庭福祉費	20
		5 民間保育所費	22
		8 地域子育て支援費	22
		9 障害児支援費	22
		4 衛生費	1 保健衛生費
10 教育費	2 小学校費	2 小学校教育振興費	28
	3 中学校費	2 中学校教育振興費	30
	5 社会教育費	3 文化財保護費	30
		4 公民館費	30
		6 美術博物館費	30
	6 保健体育費	2 社会体育施設費	30

## 付託表

## 【社会文教委員会】

## 1 歳入

なし

## 2 歳出

款	項	目	議案頁	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	16	
		4 老人福祉費	16	
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	18	
		4 発達支援センター費	18	
		6 公立保育所費	18	
		8 地域子育て支援費	18	
	3 生活保護費	1 生活保護費	18	
		2 福祉企業センター費	20	
	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費（保健課分）	20
	10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	26
2 小学校費		1 小学校管理費	28	
3 中学校費		1 中学校管理費	28	
5 社会教育費		4 公民館費	28	
		5 図書館費	28	
		6 美術博物館費	28	
		7 文化会館費	30	
8 歴史研究所費		30		
6 保健体育費	4 学校給食費	30		

請願

2017年//月2/日

資料番号  
No. 1



清水 勇 様

飯田市鼎中平 1884-1

飯田民医連労働組合

執行委員長 伊壺 一輝

紹介議員 後藤 荘

## 介護の人材確保・離職防止を求める請願

### 【請願趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。

介護労働者の人材確保・離職防止をすすめていく上で「労働環境の整備」が重要である事は、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも示されている通りです。しかし、福祉人材確保指針が改定された以降も、介護労働者の労働環境が改善されたとは言い難い状況です。2013年に全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金は全産業労働者よりも月額平均10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7%）、「仕事が忙しすぎる」（36.9%）、「体力が続かない」（30.1%）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。

介護労働者の処遇についても、政府は2009年以降、介護労働者の処遇改善策を実施して「4万円以上の賃上げを図った」としています。しかし、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」では、処遇改善策が実施された以降も、平均勤続年数・所定内給与額に大きな改善は見られていません。2015年4月に実施された介護報酬の改定では、大幅なマイナス改定によって事業所が大きな打撃を受け、それに伴って介護労働者の処遇にも影響を及ぼしています。

人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は喫緊の課題です。人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。よって以下の項目について国（県）に対する意見書の提出を求めて請願します。

### 記

#### 【請願項目】

1. 介護の人材確保・離職防止のため、介護報酬の引き上げを行うこと。

以上

# 介護の人材確保・離職防止を求める意見書(案)

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。

介護労働者の人材確保・離職防止をすすめていく上で「労働環境の整備」が重要である事は、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(福祉人材確保指針)」でも示されている通りです。しかし、福祉人材確保指針が改定された以降も、介護労働者の労働環境が改善されたとは言い難い状況です。2013年に全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金は全産業労働者よりも月額平均10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎる」(36.9%)、「体力が続かない」(30.1%)となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。

介護労働者の処遇についても、政府は2009年以降、介護労働者の処遇改善策を実施して「4万円以上の賃上げを図った」としています。しかし、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」では、処遇改善策が実施された以降も、平均勤続年数・所定内給与額に大きな改善は見られていません。2015年4月に実施された介護報酬の改定では、大幅なマイナス改定によって事業所が大きな打撃を受け、それに伴って介護労働者の処遇にも影響を及ぼしています。

人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は喫緊の課題です。人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。よって下記の事項について国(県)に要望します。

1. 介護の人材確保・離職防止のため、介護報酬の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

議会

議長

## 【提出先】

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣  
長野県県知事



請 願

資料番号  
No. 2

飯田市議会議長

平成 29 年 11 月 22 日

清水 勇 様

請願者 日本民主青年同盟 飯伊地域班

代表 北原 佑哉



連絡先 飯田市上郷別府 16-6

電話 0265-22-3552

紹介議員

後藤 正一



## 国に対して給付型奨学金制度の拡充を求める請願書

### [請願趣旨]

「学費が高くて進学をあきらめた」「奨学金の返済が不安」—高い学費や生活費のために、学生の2人に1人が将来の借金となる奨学金を利用しています。平均利用額は300万円（「労働者福祉中央協議会」参照）にものぼり、多くが有利子です。

飯田市は地域的な事情により、高校進学時から通学距離が長くなるため、通学費・下宿等が子育て世代の負担となっています。さらに大学進学時では、「学費が高くて進学をあきらめ、就職する予定」など、進学をあきらめたり、進学しても多くの学生が貸与制奨学金を利用し、在学時に学費・生活費のため過重なアルバイトをせざるを得ない状況です。学生と子育て世代の家計負担はもう限界です。

国は、給付型の奨学金制度を創設し、平成30年度（一部29年度）から実施していますが、その額は、月2万円から4万円、対象人数は2万人です。学生数約650万7千人（平成27年度）に対して、あまりにも少なく、1学年2万人では学生のほんの一部しか対象になっていません。

経済的に就学が困難な世帯が安心して進学できるよう、給付型奨学金制度の拡充を求めます。

よって以下の項目について国に対する意見書の提出を求めます。

### [請願項目]

- ・国に対して、就学に困難な多くの学生が使えるよう給付型奨学金制度の拡充を求めると。

# 国に対して給付型奨学金制度の拡充を求める意見書（案）

## [請願趣旨]

国際的にも高い学費と生活費のために、学生の2人に1人が将来の借金となる奨学金を利用しています。平均利用額は300万円以上（「労働者福祉中央協議会」参照）にのぼり、多くが有利子です。

飯田下伊那地域は、高校進学時から通学距離が長いため、通学費・下宿等が学生・子育て世代の負担となっています。さらに大学進学時に、学費・生活費が払えないために進学をあきらめる、進学しても奨学金を利用し、かつ過重なアルバイトをせざるを得ない、さらに卒業後の奨学金返還の負担に苦しむなどの状況があります。

国は、給付型の奨学金制度を創設し、平成30年度（一部29年度）から実施していますが、その額は、月2万円から4万円、対象人数は2万人です。学生数約650万7千人（平成27年度）に対して、あまりにも少なく、1学年2万人では学生のほんの一部しか対象になっていません。

長野県及び南信州広域連合でも、給付型奨学金制度は創設されましたが、一部の医系学生に限定されています。

よって、経済的に就学が困難な世帯を含め、より多くの学生が利用できる給付型奨学金制度の拡充を求めます。

## [請願項目]

- ・就学に困難な多くの学生が使える給付型奨学金制度の拡充を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 月 日

長野県飯田市議会

意見書提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣

殿





請 願

資料番号  
No. 3

飯田市議会議長

平成29年11月22日

清水 勇 様

請願者 日本民主青年同盟 飯伊地域班

代表 北原 佑哉



連絡先 飯田市上郷別府 16-6

電話 0265-22-3552

紹介議員

後藤 花 一



## 給付型奨学金制度の創設を求める請願書

### [請願趣旨]

「学費が高くて進学をあきらめた」「奨学金の返済が不安」——高い学費や生活費のために、学生の2人に1人が将来の借金となる奨学金を利用しています。平均利用額は300万円にものぼり、多くが有利子です。

飯田下伊那は地域的な事情により、高校進学時から通学距離が長くなるため、通学費・下宿等が子育て世代の負担となっています。さらに大学進学時では、「学費が高くて進学をあきらめ、就職する予定」など、進学をあきらめたり、進学しても多くの学生が奨学金を利用し、在学時に学費・生活費のため過重なアルバイトをせざるを得ない状況です。子育て世代の家計負担はもう限界です。

長野県、飯田下伊那の各自治体でもごく一部の学生に貸与制奨学金がありますが、給付制奨学金は医系学生に限定されています。経済的に困難な世帯を含め、より多くの学生が利用できる給付制奨学金の創設を求めます。

110筆の署名用紙と一緒に以下の項目を請願いたします。

### [請願事項]

- ・少なくとも月3万円（授業料平均の約半額）の市独自での給付型奨学金制度の創設を求めること。





陳情  
資料番号  
No. 4

## 道路整備等に関する陳情書

平成29年11月9日

飯田市議会議長  
清水 勇 様

陳情者 飯田市鼎中平2760番地6

木下



0265-52-1271

### 陳情の趣旨

1. 鼎小学校西側に位置する道路の改修等に関して、現在の市道に待避所として、現在の市道に自動車の待避ができる場所を設置して頂きたい。また、この道路は児童の通学路になっていることから、児童の安全を考慮して道路の東側（プール側）に歩行者専用レーンとして、緑色にて識別した部分を通学部分として設置して頂きたい。
2. 上記による道路改修に併せて、小学校プールの改修も行っていただくことで、児童が安心して体育の時間を過ごすことが出来るようにして頂きたい。

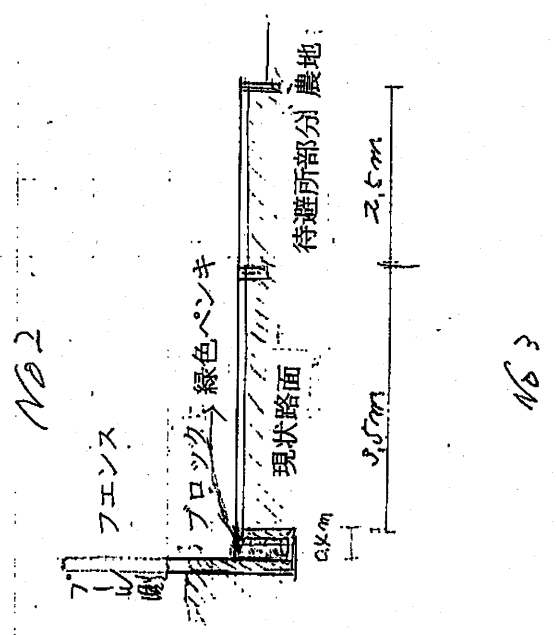
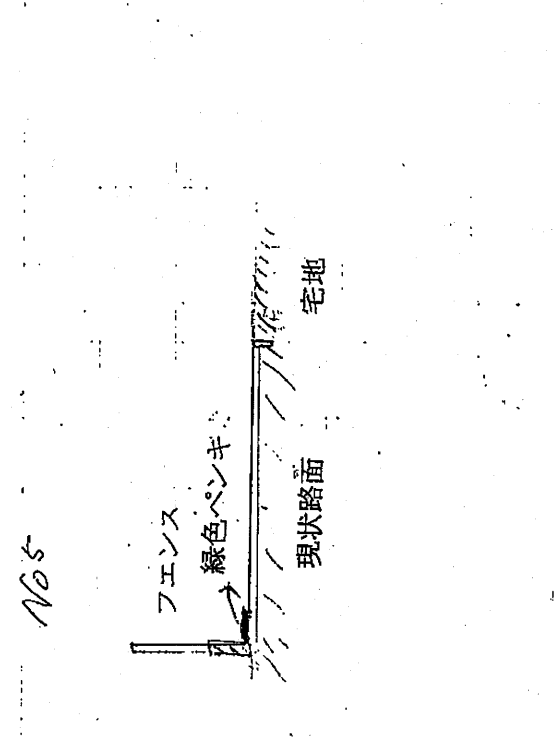
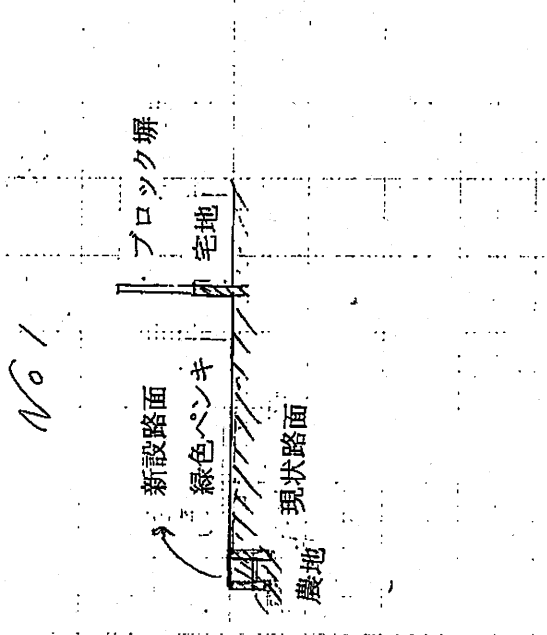
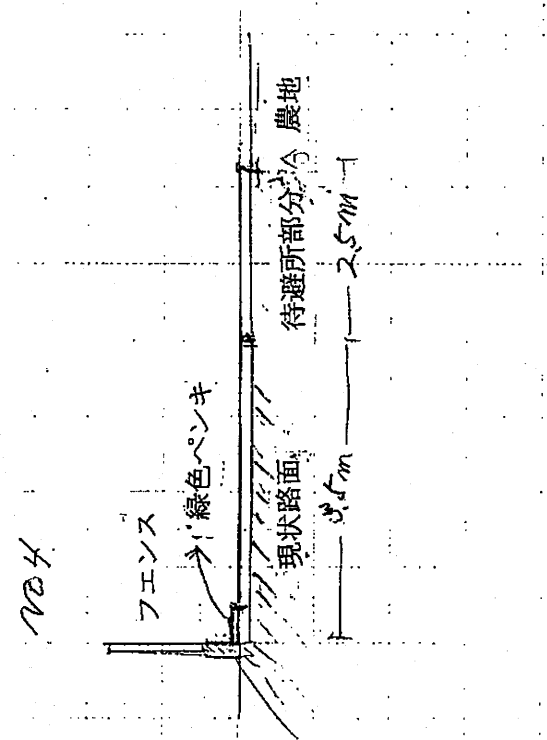
### 陳情の位置

鼎中平2451番地の7から鼎中平2499番地の1までの間の、道路東側と西側に係る道路の両サイドにおける整備。

## 陳情の理由

- (1) 当該地域は中平区、上山区に接続し鼎地区の中心部に位置することから、昭和50年代後半から住宅の建設がなされて来て、今後もこの傾向は続く予想されます。私がこの地に住宅を建設した昭和57年と当時から比較すると、4～5倍の住宅が建設されてきて、道路事情は建築許可を得るための道路幅は確保されているものの、既存道路に至っては通行量は増えたにも関わらず、拡幅等はされていない、車の待避等については、私有地も使わせもらっているのが現状であります。
- (2) この道路は、中平の西部地区、上茶屋地区、上山の下段地区、及び切石地区の松川沿いの児童約150人が、通学路として使用している。よって、この部分の一部幅40センチ程度を、緑色のペンキ塗りにより、歩行者専用レーンとすれば、児童等の安全が確保できることとなる。
- (3) 上記の道路改修に合わせて、小学校プールの外壁の基礎部分の補修と、金網フェンスに換えて合成樹脂製による遮断壁を設けて、児童が安心して授業が受けられるように、改善をする必要があるものと考えます。
- (4) 少子高齢化社会を迎えた現在において、定住自立圏構想からしても、その地域の住民が安心して暮らせる環境づくりが必要であることから、小学校の西部地区における住宅状況等をご研鑽いただきながら、より経費が少なくて実施することも考えて、また、環境の変化についても極力抑止しながら、以上のとおり陳情をさせていただきましたので、鋭意ご検討をいただきますようお願い申し上げます。

# 道路横断面略図



フェンス 基礎の破損状況

平中郡





陳情

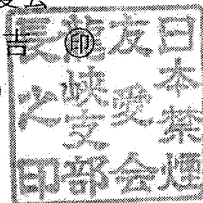
資料番号  
No. 5

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める陳情書

平成29年11月21日

飯田市議会議長  
清水 勇 様

陳情者 (住 所) 飯田市龍江4299番地イ  
(氏 名) 一般社団法人日本禁煙友愛会  
龍峽支部長 林 宗吉  
(電話番号) 0265-27-3020



### 陳情の趣旨

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を政府及び関係行政省庁あてに提出してください。

### 陳情の理由

世界保健機関 (WHO) の「たばこ規制枠組条約」の取り組みに対して、我が国は努力義務に甘んじていて、世界から遅れが指摘されています。

先進諸国では既に喫煙に対して罰則付き法案の作成や、喫煙の害を訴えるたばこのパッケージ・デザインの採用などの取り組みがなされております。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書 (たばこ白書) では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されています。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約15,000人と推計しています。

たばこの有害性が明らかであるにもかかわらず、わが国では積極的な禁煙への取り組みがなされていないのが現状です。

そこで、国民の生命・健康を守るため、飲食店や居酒屋等での喫煙を規制する受動喫煙防止対策を進めるために、健康増進法の早期改正を求める意見書を政府及び関係行政省庁あてに提出いただくようお願いいたします。

## 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約15,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

よって、国においては、国民の生命・健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則つき規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 年 日

飯田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣 　あて